



発行所 高松市田村町1033-3 TEL (087) 867-4797 FAX (087) 867-6446 kakyoso@kakyoso.com 香川県教職員組合 定価 1部50円 1月100円 (組合員の購読料は組合費を含む)

香教組ホームページ http://kakyoso.com/

1年単位変形労働時間制では教職員は救えない!

公立学校の教員に1年単位の変形労働時間制適用を閣議決定

1年単位変形労働時間制とは?

業務の繁閑に応じ所定労働時間を調整する制度。労働基準法で定められています。例えば、繁忙期に勤務時間を増やし、長期休業中に短くするというものです。

企業の変形労働時間制

現在、労働基準法では、1日8時間、一週あたり40時間の労働時間の上限を定めています。歴史的には、1947年、労働基準法が施工された当初は、1週あたり48時間でした。変形労働時間制度は、当初には「4週を平均して1週間当たりで週48時間を越えなければ、特定の週に労働時間の上限を超えて労働させることができる」としていましたが、給与の締日が1か月単位のため、実務が煩雑となることもあって現在では使われなくなりました。

その後、1988年、改正法が施行され、上限が週48時間から段階的に短縮されました。この時、1週間単位、1か月単位、3か月単位(1993年の法改正で対象期間が「3ヶ月」から「1年」に変更)、フレックスタイムなどの変形労働時間制が新設されました。

1年単位変形労働時間制導入の条件

季節ごとの繁閑の差が大きい事業場で、合法的に長時間労働

政府は、10月18日の閣議で、公立学校の教員に1年単位の変形労働時間制を適用できるようにする「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(給特法)の改定案を決定しました。今後、国会で審議、可決されると、これまで適用除外対象であった地方公務員のうち教員にのみ変形労働時間制が適用されることとなります。1年単位の変形労働時間制導入によって、本当に教員の負担は軽減されるのでしょうか。

労基法と給特法 矛盾だらけ

労働基準法(以下、労基法)は、国家公務員は適用除外されていますが、地方公務員には、一部を除いて原則適用されます。労基法は、第1条で同法が労働条件の最低条件であると宣言しています。

労基法には、1週当たり(40時間)、1日当たり(8時間)の上限を定めています。また、労働時間が1日当たり6時間を超えると休憩を与えなければならないと規定しています。使用者が、時間外労働や休日労働をさせた場合は、労基法違反として懲役または罰金に処せられます。

しかし、例外も認めています。そのためには手続きが必要です。使用者は、①労働者の過半数で組織する労働組合、あるいは過半数の代表との協定(三六協定)を締結し②行政官庁に届け出ることが義務付けられています。つまり、労働当事者の同意が条件であり、右記の要件を満たしたとき、使用者は労働時間を延長し、休日に労働させても労基法違反を問われず、その場合は、25%~50%の割増賃金の支払いが義務付けられています。

もう一つの例外が、「臨時の必要がある」場合です。①「災害その他避けることができない事由によって臨時の必要がある場合」で、原則として「行政官庁の許可」が必要です。②「公

労働時間管理に関する労基法57条

- ① 時間外労働・休日労働は労働当事者の同意が条件
- ② 当該労働時間への割増賃金を使用者に課す
- ③ ルール違反への厳格な是正措置と罰則を備える



労働者の時間外労働を抑制

三六協定とは 時間外労働に関する労使協定。労働基準法36条に基づいていることからこう呼ばれる。「給特法」は、「三六協定」を規定した労基法三六条を適用除外していない。しかし、文科省は教育職員の時間外勤務を命ずるにあたっては、三六協定を必要としないとの見解をとっている。

給特法が、時間外労働の抑制手段を教員から奪った!

公立学校教員は、勤務時間管理に関する特殊ルールがあります。それが、「給特法」(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する特別措置法)と呼ばれるものです。ここでは、①4%の「教員調整額」の支給②労基法上の「時間外勤務手当および休日勤務手当は支給しない」③命じる時間外勤務を限定(「限定4項目」教員に命じることができる時間外勤務、児童生徒の実習イ学校行事ウ職員会議エ非常災害などのやむを得ない業務の4項目)④限定4項目以外は時間外勤務命令の禁止とされています。本来は、限定4項目でも、時間外勤務を命じる時は、労基法上の根拠が必要ですが、地方公務員法58条3項を読み替えて、本来は教員を対象としないはずの労基法33条3項の「公務員のための臨時の必要がある場合」という時間外労働の特例を適用しているのです。給特法は、時間外労働を抑制する機能を奪っているのです。

文科省の給特法の解釈が、無定量のただ働きを生んで来た!

限定4項目以外の業務は「自発的行為」

給特法は、形式上労基法に基づいて限定4項目の時間外労働を認め、それ以外の時間外労働を禁止するとしています。しかし、これは体裁だけで、実際は教員の時間外勤務の多くは、限定4項目「以外」の業務に占められています。

文科省はこれまで、

超勤4項目以外の時間外の業務は、超勤4項目の変更をしない限り、業務内容にかかわらず、教員の自発的行為として整理せざるを得ない。…教員の自発的行為に対しては、公費支給はなじまない。

(2006年11月10日、中教審「教職員給与の在り方に関するワーキンググループ」第6回資料5)

と説明してきました。このため、実態として存在する時間外勤務が存在するにもかかわらず、「自発的行為(好きで残っている)」とされてきたのです。

しかし、文科省の解釈には矛盾があります。一つ目は、休日の部活動指導などに支給される「教員特殊業務手当」。限定4項目以外の業務は「自発的行為」とし、「公費支給はなじまない」とする文科省の給特法解釈からは大きく逸脱しています。二つ目は、教職調整額4%を減額する自治体が出てきたことです。そもそも、教員に残業代が支払われない理由に、業務内容に線

引きが難しいことが挙げられています。そのため、あらかじめ4%を一律に支給するとするものです。東京都や横浜市は、条件付きですでに減額しています。「教職調整額4%」は、労基法上の超勤手当の代償措置であることから、支給率を満たしていないことは、労基法違反と言えなくもありません。

労基法ないがしろの給特法！ ガイドラインは、教員を守れない！

根拠となるのは「改正労基法」

- ① 年間の720時間以内の時間外労働を認める
- ② 1カ月の時間外労働と休日労働の合計は100時間未満
- ③ 時間外労働と休日労働の合計が2〜6カ月平均の全てにおいて、1月あたり80時間以内

時間外労働をさせるには

- ① 三六協定による労働者の合意
- ② 当該労働時間への割増賃金の支給
- ③ 「臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合」の上限を超えた際の罰金

給特法前提のガイドライン

ガイドラインは、給特法を前提としています。時間外労働を抑制するための「改正労基法」の3つの仕組みを持ち合わせていません。そのため、このガイドラインに設定された上限時間は、

「学校における働き方改革」を審議していた中教審は、2019年1月25日、最終答申を公表しました。提言では、給特法体制を維持したまま「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン(以下、ガイドライン)」によって時間外労働を抑制しながら、「1年単位変形時間労働制」を自治体の条例・規則に基づいて導入するとして、10月18日閣議決定されました。

時間外勤務を抑制するどころか、上限まで働かせてよい基準として作用する恐れがあります。ガイドラインの「勤務時間」の考え方は、「超勤4項目」以外の業務も「在校時間」として上限の目安を導入するとしています。あくまで、「勤務時間」でも「労働時間」でもなく、「自発的行為」だけでも、在校している(校外での業務も含む)時間は業務をしているとして、勤務時間管理の対象にただけです。これが、学校における働き方改革を進めるために不可欠なこととしています。また、ガイドラインでは、上限を超えないよう教育委員会や管理職は業務の精選を行うことと強く示しています。しかし、根本的な人的配置の不足、なんでも抱え込む日本型教育の煩雑さなど、本質的な教職員の業務改革に手を入れなければ、1年単位変形時間労働制導入が、「働かせ放題」制として爆走する可能性がおおにあるのです。

小黑板

前回に続き、ラグビーの話。ラグビーの日本代表選手には外国人が多い。サッカーは、国籍条件があるが、ラグビーにはない。「親か祖父母の1人がその国・地域出身」「3年以上継続して居住」などの条件を満たせば代表資格を得られる。この多様性がいよいよこの日本チームは、日本の歴史や文化などを学んだり、出身の国を問わず共通してできることを考えたり、出身国の文化を理解する努力をしたりと違いを認め、違いを超えて、「8強入り」を目標に、「一つになる」と準備してきたという▼前回、未来の日本の姿があると書いたが、改めて言葉・文化の違いを超えて、

ラグビーの魅力

つながっていきける姿を見ることができた▼増え続ける身近な海外からの訪問者へも同様でありたいと思う▼スポーツ評論家正木氏によると、人間は本質的に格闘を好むのだという。そのため、格闘技が存在するのだとか▼タックルを見ると「野蛮だ!」と思ってしまうが、いっしょか興奮している自分がある▼日本チームは、タックルにも哲学があった。ルールの中で、確実にタックルを決めていくのだそう▼自分の中にある闘争・格闘本能をラグビーの試合を観戦することで、転化・解消しているのかも知れない▼台風や大雨での未曾有の大災害が各地を襲い、被災地では、ラグビーどころではないに違いない。申し訳ないと思いつながら、決勝が待ち遠しい。